

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	サノヤスホールディングス株式会社	コード	7022
提出日	2020/5/14	異動（予定）日	2020/6/23
独立役員届出書の提出理由	本年6月23日に開催予定の第9期定時株主総会において社外取締役の選任議案が付議されるにあたり、再任の候補者を引き続き独立役員として指定し、新任の候補者を新たに独立役員として指定するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	谷口 哲郎	社外取締役	○								△									有
2	森 薫生	社外取締役	○															○		有
3	副島 寿香	社外取締役	○															○	新任	有
4	中尾 誠	社外取締役	○								△									有
5	山田 茂善	社外取締役	○															○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	谷口哲郎氏は、当社の主要取引先銀行の一つである株式会社三井住友銀行に業務執行者として過去に勤務していました。しかし、同行と当社の取引は通常条件（他の金融機関と同等の条件）によるものであり、さらには、同行からの借入は当社単体借入金の約10%、連結借入金全体の約15%であり、同行に対する借入金依存度が突出しているものではありません。	谷口哲郎氏は、企業経営に関わる豊富な経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。 同氏は、当社の主要取引先銀行の一つである株式会社三井住友銀行に業務執行者として勤務していましたが、すでに同行退職から10年以上経過しています。また、同行と当社の取引は通常条件（他の金融機関と同等の条件）によるものであり、当社は複数の金融機関と取引を行っているところ、同行に対する借入金依存度が突出しているものではありません。さらには、同氏は当社の社外取締役候補者といたしましたのは、同行の意向に配慮したものではありません。従って、当社と同行の取引における当社の意思決定に対し、同氏が影響を及ぼす立場にないと判断しています。 以上により、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。
2	該当ありません。	森薫生氏は、弁護士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。
3	該当ありません。	副島寿香氏は、公認会計士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、多様な価値観を踏まえた議論への寄与が期待できるため、新たに社外取締役候補者といたしました。
4	中尾誠氏は、当社の主要取引先銀行の一つである株式会社三井住友銀行に業務執行者として過去に勤務していました。しかし、同行と当社の取引は通常条件（他の金融機関と同等の条件）によるものであり、さらには、同行からの借入は当社単体借入金の約10%、連結借入金全体の約15%であり、同行に対する借入金依存度が突出しているものではありません。	中尾誠氏は、会社経営に関わる豊富な経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、取締役等の職務執行の監督を行っており、経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監督をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、引き続き監督等委員である社外取締役候補者といたしました。 同氏は、当社の主要取引先銀行の一つである株式会社三井住友銀行に業務執行者として勤務していましたが、すでに同行退職から10年以上経過しています。また、同行と当社の取引は通常条件（他の金融機関と同等の条件）によるものであり、当社は複数の金融機関と取引を行っているところ、同行に対する借入金依存度が突出しているものではありません。さらには、同氏は当社の社外取締役候補者といたしましたのは、同行の意向に配慮したものではありません。従って、当社と同行の取引における当社の意思決定に対し、同氏が影響を及ぼす立場にないと判断しています。 以上により、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。
5	該当ありません。	山田茂善氏は、公認会計士としての財務・会計に関する広範な専門知識、豊富な経験をもとに、客観的な立場から経営に対する助言や意見、取締役等の職務執行の監督を行っており、経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監督をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、引き続き監督等委員である社外取締役候補者といたしました。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。